

由布市庄内地域定住促進事業要求水準書

「由布市庄内地域定住促進事業要求水準書」(以下、要求水準書という。)は、由布市(以下、市という。)が由布市庄内地域定住促進事業(以下、本事業という。)について、事業実施者を別に定める「由布市庄内地域定住促進事業に係る公募プロポーザル実施要領」(以下、要領という。)により募集し、本事業を実施するために、市が事業者に要求する最低の仕様を提示するものである。

要領に基づく参加資格要件を有するプロポーザル参加者は、要求水準書の内容を十分に確認し、事業について理解を深め、より具体的な検討を加えた上で提案を行うこと。

1. 事業内容

- (1) 実施設計
- (2) 敷地測量
- (3) 地質調査
- (4) 工事監理業務各関係法令に基づく各種申請業務
- (5) 土地造成
- (6) 区画整理
- (7) 生活基盤整備(上下水道、電気等)
- (8) 定住住宅の宅地分譲業務
- (9) 定住希望者等の定住に関する情報発信、各種相談業務

2. 要求要件

(1) 提案に関する事項

- ア 原則、若者定住促進に繋がるサービスの提供を図ること。
- イ 周辺環境や地域特性に十分配慮した実施計画とすること。
- ウ 本事業に係る用途は住宅とすること。
- エ 住宅整備に係る区画は12区画以上とすること。
- オ 宅地分譲については、事業者が責任をもって行うこと。
- カ 「1. 事業内容 (1)～(7)」に記載されている業務の施工主体については、市、事業者どちらを主体とするかは問わないが、住宅建築(住宅地内の電気、上下水道含む)に係る施工については、原則、入居者を施行主体とすること。
- キ 事業用地の取り扱いについては、事業者の意向とする。(市からの条件(無償貸与、売却、無償譲渡等)は設けない)
- ク 市からの本事業に係る委託料等費用が発生する場合は明記すること。
- ケ 公園の整備を行うことも可(周辺環境等に十分配慮すること)

(2) 事業実施に関する事項

- ア 「1. 事業内容 (1)～(4)」の事業実施期間については、令和5年9月末を目途とし、提案書に記載すること。
- イ 「1. 事業内容 (5)～(7)」の事業実施期間については、令和6年2月末を目途とし、提案書に記載すること。
- ウ 「1. 事業内容 (8)～(9)」の事業開始期間については、令和6年4月からを目途とし、提案書に記載すること。
- エ 各種施工時間帯は以下のとおりとする。
 - ①工事を施工する日 原則平日の午前8時30分から午後5時まで
 - ②工事を施工しない日 原則土曜日・日曜日及び祝日
 - ③工事を施工しない時間帯 原則平日の午後5時から午前8時30分まで
- オ 設計図書等については、任意様式(A3版又はA4版)により提出すること。
- カ 完成写真作成の際は、工程毎に各段階(着手前、施工状況、完成、その他)に整理し、過程が容易に把握できるようにすること。
- キ 現場より発生する建設副産物については、適正に処分すること。
- ク 構造上必要な地盤支持力については、現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。
- ケ 敷地測量、地質調査等を行う際は、周辺環境に十分配慮すること。
- コ 整備区域は工事関係者以外の出入りがないよう進入防止柵等で封鎖するとともに、工事車両の通行の際は交通誘導員を配置する等安全対策を行うこと。
- サ その他、不明な点は監督員の指示に従うこと。

3. その他

- (1) 本事業実施に関連する法令、基準等を遵守すること。
- (2) 市は、事業が設計図書等に従い遂行されていることの確認のため、検査を行う。
- (3) その他、協議が必要な事項については、別途協議のうえ決定すること。